

第 11 回東海村空家等対策地域連絡協議会

開催日時	令和 3 年 10 月 18 日 (月) 14 : 00 ~ 15 : 00	場 所	東海村役場 205 会議室
出席者	委 員 / 11 名 事務局 / 4 名 欠 席 / 0 名		

○当日の活動・協議内容

1 開会

会議成立に関する報告
配布資料の確認

2 会長あいさつ

改めましてこんにちは、皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今、課長からありましたとおり 7 月以来の開催ということで 3 か月ほどたっております。今年度は第二期計画の策定が課題になっております。前回の会議で様々な意見をいただきました。行政計画としては物足りないなどの意見もいただきましたが、なかなかこのスタイルは変えにくいところもございますので、今回も中身について議論いただき、年度末までに第二期計画としてまとめて行きたいと思っております。

私事ではございますが、9 月の選挙で三期目に当選いたしました。これから新たなまちづくりを進めていくにあたり、選ばれる街を目指していきたいと思っております。東海村は今でも新しい家が建てられ人口もキープできており、それなりに活性化できていると思っておりますが、年々子供の数が減ってきています。これでは右肩下がりになってしまいますので、ここを V 字回復するために外からの転入者を増やす必要があるのではないかと考えております。空家対策のイメージは空家の解消といったマイナスイメージがありますが空家を利活用し、転入者に空家を利活用してもらいたいと思っております。今日はそのような支援制度についてもご紹介していきます。民間の調査をそのまま信用してはいけないかもしれませんが 5 月ごろ大東建託が発表した住みよい街ランキングで県内 2 位、先週リクルートが発表した住み続けたい街ランキングで県内 1 位になりました。関東圏でも 24 位と、住んでいる方から気候や利便性などが評価されたのではないのでしょうか。住んでいる方の評価が高い訳ですから、外から見た方が住んでみたいと思われたときに、移住先として村がどのような支援ができるか、呼び込むことができるか考えています。その中で空家の活用などできないか、移住定住策に空家をどの様に活用するか考えたいと思っております。空家に困り解

消す対策より、移住者にリフォームなどにより利用してもらう対策に持っていきたいと思います。本日はその様な点についても皆様からのご意見をいただきたいと思います。

3 議事（進行：会長）

【議事(1) 経過報告】

＝経過報告について説明（事務局）＝

●事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見とご質問を伺いたいと思います。（会長）

●質疑なし

【議事(2) 東海村空家等対策計画の更新について】

＝東海村空家等対策計画の更新について説明（事務局）＝

●事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見とご質問を伺いたいと思います。（会長）

●第二期計画にあたり、以前示していただいたロードマップに変更はないのでしょうか。（副会長）

⇒変更ございません。（事務局）

●二期計画策定にあたり、一期計画の目標などに対する評価見直しなどは行わないのですか。それを受けての二期計画となるのではないのでしょうか。その評価を表現することはないのですか。（副会長）

⇒以前の協議会の中で、第二期計画を議論する前に、村として過去の取り組みの評価を行ったものを資料としてお示ししています。改定作業はそちらを加味して実施させていただいています。一期計画で実現できなかったところ、力を入れられなかったところ等について、今回の計画で入れ込んでいます。（事務局）

●P21の目標と検証の項目が、第一期計画と同じ表現です。第一期計画でどのぐらいの効果があつたかをどこかで示す必要があるのではないのでしょうか。この計画内もしくは計画外であってもその必要はあるのではないかと感じます。（副会長）

●同感です。第一期計画でここまでできましたと役場がアピールすればよいと思います。
(委員)

⇒計画に盛り込む形でなく、第一期計画の評価を改めて皆様に配布します。(事務局)

●パブコメを行うのであれば、第一期計画の評価をお知らせする必要があるのではないのでしょうか。(副会長)

⇒検討します。(事務局)

●12月にパブコメを実施するのであれば、それまでに評価を行う必要があると思います。
(委員)

●評価表については、以前、資料7として配布されていますよ。パブコメを実施する際にこのような評価表を公表すべきとのことでしょうか。(委員)

●そうです。評価表がないと、コメントしづらいのではないかと思います。(副会長)

⇒過去にお示しした資料をパブコメの際にそのまま利用すると分かりづらいところもあるので、分かりやすくしたものを参考資料として公開したいと思います。(事務局)

●支援制度を3つに分けて記載していると思うが、支援制度と形式の話が混在していると感じるので、整理をしていただいた方がよいと思います。(委員)

⇒表現や内容を再確認します。その結果については、パブコメ前に資料を送付しますので確認いただきたいと思います。(事務局)

●「法務」という表現については「法律」と表現した方がよいと感じます。(委員)

●空家特別措置法で「法務」といった表現を使用しているので、そちらを使用しているのではないのでしょうか(委員)

⇒その通りです。(事務局)

●法令からそのまま引用しているのであれば異存ありません。(委員)

●P16の緊急安全措置は、村が実施し、所有者に対して請求することになっていると思います。その費用負担について、明確に記載した方がよいと思います。(委員)

⇒費用負担の記載を明確に表現します。（事務局）

●以前は第5章に跡地の活用に関する項目があったと思います。他の項目に跡地に関する記載はありますが、あえて項目を外した意図はあるのでしょうか。（副会長）

⇒空家等対策の中で跡地をどのように取り扱うか検討した結果、空家バンクを活用し、跡地を活用し、流通させていく考えに至りました。このことから、跡地に関する項目を外しました。（事務局）

●この計画の策定後に、これに基づいた対策を講じていくことになると思いますが、耐震性のない建物について解体を推奨しているようになっていきます。利活用の観点からはそれらも流通させても良いのではないのでしょうか。建築確認の取れていない物件やそれらの増築物件などいろいろ派生するものがあると思いますが、第二期計画は、それらを流通させる計画として捉えて良いのでしょうか。（副会長）

⇒空家等は流通させ、活用する方向性で考えています。これまでの考え方では、管理できずに放置されるものは代執行といった考え方がありましたが、第二期計画では、民間の力を借りて空家等を流通させることにより、解消していくという考え方にシフトしていく予定です。（事務局）

●P18に「警察・消防・法務局・地域住民等」といった記載があります。それらは顔が見え、イメージすることができますが、「福祉」は何を想定しているのでしょうか。空き家の最初の発見は民生委員や地域住民です。それをイメージしているのでしょうか。それとも、漠然としたイメージなののでしょうか。（委員）

⇒ご指摘の通り、民生委員も含まれます。福祉関係の部署や社会福祉協議会などから情報をいただきながら、対応していきたいと考えています。（事務局）

●空家バンクの登録について、登記条件や現状との合致など、ハードルの話がありましたが、その後の検討状況はどのようになっている。今回の計画についてはそのあたりについて触れていないのではないのでしょうか。（委員）

⇒空家バンクは要綱を今年度中に改めていきたいと思っています。計画には改正後の空家バンクの運用を想定して記載しています。（事務局）

●計画の中には、ぼやかした表現になっている箇所があります。特に、補助制度については、執行部が予算措置をして、議会に諮り、議会の承認を得る必要があるため、具体的に書き込むことができません。（会長）

- 最終ページに、空家バンク要件の見直しに関する記載がありますが、これは、今年度の見直しに加えて、さらに見直すということですか。（委員）

⇒空家バンクの要件見直しについては、今年度中に実施する予定です。最終ページの記載については、修正させていただきます。（事務局）

- いただいた意見については、必要に応じて修正いたしまして、パブリックコメントを出す前に、委員の皆さんにお示しさせていただきます。続いて、議題3その他について、事務局より説明を求めます。（会長）

【議事(3) その他】

＝参考資料 空家等例規集の配布について説明（事務局）＝

- 事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見とご質問を伺いたいと思います。（会長）

- 質疑なし

＝今後のスケジュールについて補足説明（事務局）＝

- 事務局は、政策会議の前までに、委員の皆さんに対して、修正した資料を配布してください。それから、次回の協議会が、議会の会期中（来年度予算の承認前）に開催することになったとしても、補助制度をお示しできるようにしてください。それでは、事務局にお返しします。（会長）

4 閉会